

「はかり」を 取引又は証明に使用するには！

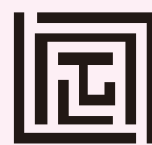
使用できる
「はかり」

検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」を購入しましょう。
「はかり」に次のマークがあるか確認してみましょう。



検定証印

または



基準適合証印



キッチン
スケール



ヘルス
メーター

なお、取引又は証明に使用できない「はかり」には
「取引・証明以外用」のシールが貼られた「はかり」、及び
キッチンスケール、ヘルスマーター、ベビースケールがあります。



家庭用特定計量器の技術基準適合表示のマーク

このマークのある「はかり」は、もっぱら家庭用として使用される「はかり」であり、取引又は証明に使用することはできません。

購入したら？

2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

定期検査は、都道府県や特定市（兵庫県内では、神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・伊丹市・加古川市・宝塚市）が、各々の区域内で取引や証明にはかりを使用している方に対して行います。

この定期検査に合格すると、**定期検査済証印**が貼られ、以降2年間は取引又は証明に使用できるようになります。



定期検査済証印

2019年に定期検査を受検し、次回検査を2021年に受けなければならないことを表します。



はかりの定期検査は 誰がしているの？

神戸市では、計量法に基づく指定定期検査機関として「一般社団法人 神戸市計量士会」を指定しています。はかりの検査はこの（一社）神戸市計量士会の計量士が、はかりを使用している現場に伺って実施します。又、定期検査に代わる計量士による検査があります。

【定期検査は計量法第19条、指定定期検査機関は計量法第20条に規定されています】
なお、神戸市では市内を2つの地域に分けて、奇数年度（例：2019年度）は西地区（兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区）、偶数年度（例：2020年度）は東地区（東灘区・灘区・中央区・北区）で検査を行っています。

検査手数料は いくらかかるの？

検査手数料は、「はかりの種類」、「はかることのできる最大の量（ひょう量）」によって異なります。例えば、電気式のはかりでひょう量が100キログラム以下のものは1個につき1,400円、ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のものは1個につき1,900円となっています。

【手数料は計量法第158条に基づき神戸市計量検査手数料条例で規定しています】

計量法に 罰則はあるの？

定期検査を受検しない者は「50万円以下の罰金」、検定証印等のない「はかり」を取引・証明に使うなど「計量法第16条（使用の制限）」した者は「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金」に処するとの定めがあります。

この罰則適用以前に、計量をめぐる当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守するようにしてください。

【罰則は計量法第172条・第173条に規定されています】

指定定期検査機関 一般社団法人 神戸市計量士会の連絡先

(一社)神戸市計量士会
〒650-0031 神戸市中央区東町 116-2 オールドブライト 402号
TEL 078(327)1802 FAX 078(327)1803
E-MAIL keiry@atlas.plala.or.jp

■計量に関するお問い合わせ、ご相談は

神戸市 消費生活センター 計量検査係

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番1号（神戸市総合福祉センター5階）

TEL 078(371)1248 FAX 078(351)5556

[神戸市 計量検査](#)

[検索](#)